

習志野演習場へのオスプレイ飛来及び訓練と 船橋市・八千代市・習志野市 上空通過に反対する陳情書

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

2020年2月19日

どこの空にもオスプレイはいらない@ナラシノ

代表 沖山 槇子

住所 習志野市秋津3-2-8-4

【陳情趣旨】

防衛省は、2020年3月に木更津駐屯地にオスプレイを暫定配備する方針を固め、2019年5月に発表しました。

8月3日に木更津で公開住民説明会が行われ、その中で防衛省は「木更津に配備されれば習志野駐屯地の第1空てい団が搭乗することを想定している」と明言しました。

これが現実のものとなれば習志野演習場での訓練や船橋市・八千代市・習志野市（以下3市）を合わせて100万人が住む人口密集地の上空を通過するようになるのは明らかです。

オスプレイは墜落事故の危険性が高く、また騒音等によって周辺住民の平穏な生活を奪います。

上記3市の市民のいのちと安全、くらしと財産を守るため私たちはオスプレイの飛来及び訓練と3市上空通過に強く反対します。

【陳情事項】

- 1、配備予定のオスプレイについて市として積極的に情報を収集し、市民に公開してください
- 2、防衛省を呼んで習志野市において公開の場で説明会を実施してください
- 3、習志野演習場での訓練や3市上空を通過することのないように防衛省に求めてください
- 4、陸上自衛隊木更津駐屯地へのオスプレイ暫定配備に習志野市として撤回の声を上げてください



習志野市議会

議長 田中 真太郎 殿

「習志野市内の市立小学校内で令和 2 年度より実施しようとしている
放課後子供教室事業の実施に反対する陳情書」

陳情趣旨

昨年末にパブリックコメントとして市民に提示された「習志野市子ども・子育て支援事業計画(令和 2 年度～令和 6 年度)(案)」において、『人材及び質の確保の観点から民間委託による放課後の居場所作りを実施する』と記述されていた放課後子ども教室事業については、新しい事業であるにもかかわらず、詳しい事業の説明が足りません。小学校内ですべての児童を対象に学習や体験、交流活動を行うと書かれているのみであり、どんなことが体験できるのか具体的なプランがまるでありません。これでは、新たな事業である放課後子ども教室を行うにあたり、習志野市役所内には人材もおらず、質も確保できないので民間企業に丸投げでお願いすることにしているようなものです。

また、上記計画を議論していた「子ども・子育て会議」においても、令和 2 年 1 月 15 日に開催された会議の中で、事業内容がまだできていないのでこの場では詳しく説明できないと回答していました。

そのような状況であるにもかかわらず、1 月 31 日には民間委託のための業者選定プロポーザルの告知がなされていました。その仕様書内においても、7 つのプログラムを提示するにとどまっています。このような仕様書で事業者が手を挙げるのか疑問です。

そもそも、事業の利用当事者である子どもたちの意見を聞くこともなく、突然、降ってわいたような事業の開始ありきのような拙速なスケジュールでは、安心・安全な放課後の子どもたちの居場所になる事業ができるとは到底考えられません。

まずは、市民の意見をたくさん取り入れる機会をつくり、どのような放課後子供教室が子どもたちにとって必要なのかを十分議論した上で計画を策定し、市直営でモデル事業を数年行い、その内容を検証した上で、本格実施の計画を策定すべきです。

以上の理由により、下記の項目について陳情します。

陳情項目

大久保東小学校地区で令和 2 年 7 月から開設予定となっている、業務委託による放課後子供教室を実施しないでください。



令和 2 年 2 月 19 日

新日本婦人の会習志野支部
支部長 柏澤 明子
習志野市鷺沼 2-9-50-207

田中 真太郎 様

放課後子ども教室について審議を尽くすことを求める陳情

陳情趣旨

放課後子ども教室について、令和2年度からの実施を計画している大久保東小学校校区の運営主体を募集する案内が、令和2年1月31日付で、習志野市のホームページにアップされました。しかし、1月15日に開催された習志野市子ども子育て会議で、委員から放課後子ども教室について内容説明を求められた際、説明できる内容になっていないとの回答がありました。直後、座長から、準備が不十分であることが指摘され、苦言を呈されました。にもかかわらず、およそ2週間後に、運営主体の募集がされました。市の公式な会議で内容も吟味出来ないまま、計画を進めていくことは、到底認められることではありません。このことから、以下の項目で陳情いたします。

陳情項目

1. 放課後子ども教室について、これまでの子ども子育て会議、教育委員会会議等で、提案されなかった内容について再度提案し直し、審議をつくした上で、各種会議で再度承認を得ること。

令和2年2月19日

住所

習志野市本大久保1-7-13

電話番号

原田 昭弘

